

学生会中執などの 「6項目要求」について

明 治 大 学

最近の学内状況については、2回にわたってその経過を報告してきましたが、その中でも触れたように、大学側と学生代表との間で、ひんぱんに話し合いが行なわれたにもかかわらず、今日まで事態は一向に改善されておりません。また、本学周辺では警察隊と学生との衝突が繰りかえされ、授業にもしばしば支障をきたしているばかりではなく、建物・設備の被害も甚大なものがあります。さらに捜査令状にもとづく学館はじめ本学構内への警察の立入りよりもほとんど日常的に行なわれるなど、本学の自治に対する危険も日増しに強まっています。このような状況の中で、学生会中執

などが、要求を実現するために全学をバリケードによって封鎖することを唱えていることはまことに憂慮に耐えません。全国各地の大学に見られるような不幸な事態を招来しないためにも、明治大学の改革を全教職員・学生の合意の上で力強く推し進めるためにも、一日も早く懸案事項について解決を見たいと念願しています。

学生側から出された質問状にもとづき、当面の問題点についての大学当局の見解を明らかにして、全学の意思統一を実現する資といたしたいと思います。

質 問 事 項	大 学 当 局 の 見 解
<p>1. 中教審答申=大学立法に関して</p> <p>大学の帝国主義的再編の更なる進行の目論見であり、大学自治の圧殺、思想・表現の自由のはくだつであり、大学の社会的責任を考えるならば、大学は今、反帝主義闘争の砦とならなければならないでしょう。この点どうすれば反帝闘争の砦足りうるのかお答え下さい。</p> 	<p>中教審答申とそれにもとづく大学立法は、現在の学園紛争を治安的見地と行政的措置によって解決しようとするものである。その観点は、大学の管理能力が低く、紛争によって大学は自治能力を失ったという評価に依拠しており、管理能力を高める手段を法的に設定し、最終的には政府の権限によって管理する方針をもっている。</p> <p>しかし、大学は自治能力を持っているし、また持たねばならない。大学の自治を維持あるいは回復するためには、さしあたっての秩序を維持・回復するだけではなく、これらの紛争のよってきたる原因を解明し、それに対応しうる大学に改革して行かなければならぬ</p>

	<p>いはずである。立法によって解決をはかろうとする試みは、このような視点を全く欠いている。この企てに有効に対処しそれを終らせる方法は、直接的には、国民すべてのものである大学を権力的に左右しようとすることに対する反対の意思を、全国民的な共感の得られるものとするためのさまざまな方法であり、より根本的には、全学的な意思の統一によって大学の現実的な改革を推進することである。</p>
<p>2. 学生部に関して</p> <p>現在、学生と教授会の学内における位置の問題について、当然学生が主体であるべきだということを確認するならば、学生自治に介入する先兵としての役割を負わされた学生部は不用のものと思われます。即刻廃止されるよう希望します。なお、教授会を解体し、その後に学生・教授一体となった大学構成が必要なのですが、その方法についてどのようにお考えなのかお答え下さい。</p>	<p>現在の学生部は、大学の自治の構成要素としての教授会の自治と学生自治とを結合するための大学側の機関であり、学生の意思を組織的に大学当局、教授会に伝達する機能と、大学側の意思を学生側に伝える機能を果している。</p> <p>現在問われている大学の自治のあり方を考えて行く過程で、学生部のあり方も現在とは異ったものに変化して行くであろうが、このような大学自治の構成員相互の意思伝達機能そのものは、大学自治にとって不可欠なものであり、したがって、新たな大学自治のあり方の中に再編されるべきものである。さしあたってそれまでの過程においては学生部の存在は欠くべからざるものであり、廃止することはできない。</p>
<p>3. 寮・学生会館について</p> <p>寮・学生会館は学生が全面自主管理すべきものとして確認されてきつづりますが、「退去命令」など、使用に関する介入が学校当局からあるわけで、そのようなことは今後一切しないようにして下さい。なお施工、設計、予算編成について主体は学生であること、寮入退寮に関する審査は当然のことのように学生が行なうべきことを確認して下さい。</p>	<p>(学生会館について)</p> <p>学生会館の運営を学生の自治組織である学館特別委員会にゆだねていることは「明治大学学生会館の管理・運営に関する暫定取り決め」(42.6)にある通りであり、学生の自治は極めて大きく認められている。学生会館は大学における教育の一環としての人間形成=自己教育の場として位置づけられている。したがって、その使用方法によって身体・生命の危険や教育・研究を著しく侵害する危険がもたらされれば、その設置の目的に反することになるから、そのような場合には大学は封鎖、退去の命令を発せざるを得ない。</p> <p>また、学生会館の設計・予算編成・施行は、設置者としての学校法人の責任行為であり、その権限を学生に譲ることはできないが、実施にあたっては学生側の意向を十分尊重する。</p>

	<p>(学生寮について)</p> <p>寮は全学生の負担によって建設・運営されるものであり、その利用・運用についてはすべての学生に平等な機会と発言権が与えられなくてはならない。また、寮が大学教育のための厚生施設としてあり、寮管理上の社会的責任が大学にある以上、大学はその管理・運営の実態を把握している必要がある。この観点から大学側は入・退寮者の選考にあたって守られるべき原則として次の4条件を設定し、そのもとで学生による選考を認める方針である。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 経済的理由のみによって選考すること。2. 3時間以内(二部は2時間以内)の通学可能者を除くこと。3. 選考の結果について大学側に報告すること。4. 大学の寮規程ならびに同細則は話し合って改訂すること。
<p>4. 農学部問題について</p> <p>産業構造の重化学工業化に伴う、日本資本主義の農業部門の切り捨てに同調し、研究体制が弱体化してきたことは極めて問題であると思われます。農業問題は帝国主義段階に入って顕著になるものであることを考えるならば、今こそ農業の在り方についての抜本的な対策が必要なのであり、農学部を充実させることは何よりも必要なことと思われます。この点をふまえ、大学当局はどのような方法をお持ちであるのかお答え下さい。</p>	<p>学生側の要求は具体的には農学部校舎の建築にかかるが、現在農学部の使用に充てる第3校舎として、農学部教授会との合意の上で総坪数960坪、5階建の工事が進行中であり、その竣工によって他学部に比して決してそん色のない規模に達する。これによってもなお不足する部分については、旧校舎のうち一部(コンクリート部分を中心に若干の木造を含む)を残置して併用していく。この旧校舎部分が将来改築される必要があることは明らかであるが、当面、駿河台地区、和泉地区においても施設環境整備が急がれる部分が多い現状では、全学的見地から限られた予算の範囲で合理的に運営しなければならないので、当分の間現状を維持するほかないと考える。</p> <p>なお42年4月以降実施されている、再編成された農学部の新カリキュラムは、農学を重視し、農学部を充実させる意図のもとに、学生の意見をいれて作成されたものである。</p>
<p>5. 処分について</p> <p>教授会が学生を処分するなどということはそもそも無法であり、その点現在の学則は改正されるべきものです。過去を自己批判し、建設的に事に対処されるよう要望するとともに、具体的な対応策についてお答え</p>	<p>大学における教育・研究および学問的成果は、持続的に保持され、伝達されなければならない。その機能の中心的担い手は教授会である。教授会はこの目的を果すために学内秩序を維持する責任を持たざるを得ない。この機能と責任において、学校教育法第11条およ</p>

昭和44年6月11日（水）

下さい。	<p>び学則第24条により、教授会は学生を処分する権利を持っている。</p> <p>学費紛争の際に行なわれた処分は、この権利にもとづいて、長期にわたって大学の教育・研究を麻痺させた行為に対し、また器物破損、暴行などに対して行なわれた組織責任者ならびに暴力行為者の処分であり、正当かつ公正な手続きによって行なわれている。</p> <p>しかしながら、大学における秩序維持を教授会のみの機能に依拠することは、今日の大学の現状からみて万全の体制と考えることはできない。大学の秩序は全教職員・全学生の手によって維持される必要が痛感される。この観点から、全学的な秩序維持のための機関——秩序が乱された場合の処分機関——を、学生の参加を含めながら考えて行きたい。</p>
<p>6. 健保委員会のことに関して</p> <p>政府の医療政策の劣悪なことと相俟って、現在健康保険委員会の赤字が累積しているわけですが、これ以上、学生に負担がかけられるべきではなく、大学当局は学生の健康管理に充分留意され、善処されるよう要請いたします。</p> <p>以上、明確なお答えを要望します。</p> <p>なお、団交の過程でともすれば大学当局は論理の中で主体の位置をあいまいにし、責任を回避する傾向がありますが、そのようなことのないように願います。</p> <p>また、お答えに際しては具体性と、歴史的反省と、現状認識の視点と、自からの立場を明確にするとところからはじめていただきたいと思います。</p>	<p>学生健保は学生の組織する互助保険であり、学生の拠出する保険料によって運営されることを建前とする独立の団体である。大学としては学生の健康管理については予防の面で十分配慮しているが、治療（救急処置を除く）の責任までは負うことができない。大学は学生健保の発足にあたって設立のための資金および職員の派遣など多額の援助を行ってきており、保険料徴収業務なども大学が代行しているが、学生健保の赤字の克服は健保理事会の責任において打開策を考えるべき性質の問題である。</p>

1969年6月4日

明治大学学生会中央執行委員会

委員長代行 長 善 一